

法 學 研 究

法律・政治・社会

第九十七卷 第十一号

論 説

労働契約の準拠法

— 東京地方裁判所令和五年三月二七日判決(ケイ・エル・エム・ローヤルダツチエアーラインズ(雇止め)事件)をめぐって —

イギリス倒産法におけるプレパッケージ型会社

管理・再論
— 会社倒産・ガバナンス法施行後の状況 —

資 料

ドイツ国際民事訴訟における訴訟能力

判例研究

〔商法〕 六五二 日常事故賠償責任補償特約における「日常生活」に起因する事故の意義

商 法 研 究 会

ヴァルフガング・ハウ
芳 賀 雅 顯 / 訳

工 藤 敏 隆

北 澤 安 紀

長島皓平君学位請求論文審査報告
方景暉君学位請求論文審査報告
河野航平君学位請求論文審査報告
陳凡龍君学位請求論文審査報告
板倉圭佑君学位請求論文審査報告

慶應義塾大学法学部内

法 學 研 究 会